

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起の翌日が休日には、その
とおりとする)

目 次

◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）

保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

保安林の指定予定（森林保全課）

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（港湾課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

る。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の指名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
取締役社長 名島 政宏	米子市錦町三丁目九〇一—二	平成九年四月三十日

鳥取県告示第四百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団安部内科医院	米子市西福原一五五六一一七	平成九年五月一日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一一三	平成九年五月一日
くらしげ歯科クリニック	東伯郡羽合町大字田後二三一一六	平成九年五月一日
田村医院	鳥取市掛出町一一	平成九年五月十五日
荻原歯科医院	鳥取市元町二二七	平成九年五月十五日
イズモト歯科医院	鳥取市新町二二〇	平成九年五月十五日
内浜クリニック	米子市彦名町九六四一	平成九年五月十五日

鳥取県告示第四百一号
鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示す

川田内科医院	米子市皆生温泉一丁目四一一	平成九年五月二十一日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	平成九年五月二十六日
西部リハビリテーション病院	西伯郡淀江町大字佐陀二一六九	平成九年五月二十六日
灘尾歯科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎二三五四	平成九年五月二十九日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	平成九年六月一日
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	平成九年六月一日
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉町三丁目七五一一五	平成九年六月一日
船木歯科クリニック	米子市西福原一一一一	平成九年六月一日
鳥取県西部歯科保健センター	米子市両三柳一〇四一	平成九年六月一日
吉井歯科医院	東伯郡名和町大字御来屋一六四	平成九年六月一日
国谷歯科医院	西伯郡東郷町大字旭三〇	平成九年六月一日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	平成九年六月一日
はた薬局	岩美郡国府町新通り二丁目二五三	平成九年五月十五日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七二三一四	平成九年五月十六日
西村快復堂薬局	米子市日原八一〇一三	平成九年六月一日
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一一五	平成九年六月一日

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成九年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字小門谷七五一の六、七五一の七、七五一から七五五ま

1 指定の目的
2 土地の流出防備

- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 (2) 主伐は、択伐による。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (1) 保安林予定森林の所在場所
 米子市久米町九九、一〇〇の一、一〇〇の一
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

- 2 指定の目的
 (1) 土砂の崩壊の防備
 (2) 立木の伐採の方法
 (3) 指定施業要件
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

(3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

その一

一しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成四年五月二十九日 鳥取県指令受港第八十三号

三 しゅん功認可の年月日

平成九年五月二十七日

四 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二二一一三一、一七五七一八二三及び一七五七一一

二五地先公有水面

(二) 区域

その一

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成三年の秋分の日の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点

賀露地区鳥取港燈台（北緯三五度三一分三秒〇九、東経一三四度一分一秒七二）から二二三度二六分三三秒、九五〇・二七メートル

ルの地点

②の地点

①の地点から三五九度〇二分〇〇秒、四九〇・〇〇メートルの地点

③の地点

②の地点から八一度三一分三五秒、一一〇・〇〇メートルの地点

④の地点

③の地点から一七九度〇二分〇〇秒、四〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点

④の地点から二六九度〇二分〇〇秒、二・六二メートルの地点

⑥の地点

⑤の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二〇三・一〇メートルの地点

⑦の地点

⑥の地点から八九度〇二分〇〇秒、三八七・六二メートルの地点

その二

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑩の地点を結ぶ平成三年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑧の地点

賀露地区鳥取港燈台から一八〇度〇四分五〇秒、四三四・二〇メートルの地点

トルの地点

⑨の地点

⑧の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六三・五九メートルの地点

⑩の地点

⑨の地点から八九度〇二分〇〇秒、一九・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一〇八、二四四・一七平方メートル

(その一 一〇七、六二四・二平方メートル
その二 六二〇・一五平方メートル)

五 関係図書の閲覧場所

鳥取市役所

平成9年6月3日 火曜日 報 公 県 取 鳥

鳥取県告示第四百六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金
融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一項を次のとおり改正
し、平成九年六月九日から施行する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 風 明 次

第一号の表中「境大橋支店」を「境大橋出張所」に改める。

申 請 者	氏名又は名称	株式会社大同			
法人にあってはその代表者の氏名	木暮 佳一郎				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱらんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に關係する規則第6条第1号イ該当機	フィーバーサルカニチヤンスD G P	株式会社大同	700122	平成9年6月3日から3年間

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第46号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和三十二年法律第二百一十一号) 第二十二条第三項の技術上の規格に適合してこなる認
めたるや、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規
則第四号)第九条第一項の規定によつて告示する。

平成九年六月三日

鳥取県公安委員会委員長 牧 雄 智

申 請 者	氏名又は名称	ユニバーサル販売株式会社			
法人にあってはその代表者の氏名	岡田 和生				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に關係する規則第6条第2号該当機	ニュージャック ポット	株式会社尚球社	740045	平成9年6月3日から3年間